

第5節 査定

1. 概要

審査官は、特許出願について拒絶理由を発見しない場合は、特許査定をする(第51条)。

また、審査官は、拒絶理由通知をした後の審査において、通知した拒絶理由が解消されていないと判断した場合は、拒絶査定をする(第49条)。

2. 特許査定

審査官は、特許出願について、(i)一回目の審査で拒絶理由を発見しなかった場合又は(ii)拒絶理由通知後の二回目以降の審査において拒絶理由が解消されたと判断し、他の拒絶理由を発見しなかった場合は、速やかに特許査定をする。

3. 拒絶査定

審査官は、拒絶理由通知後の審査において、拒絶理由が解消されていないと判断した場合は、拒絶理由通知が「最初」のものであるか「最後」のものであるかにかかわらず、拒絶査定をする。その際、必要であれば、補正の却下の決定をした上で、拒絶査定をする(補正の却下の決定については、「第6節 補正の却下の決定」を参照。)。

ただし、通知した拒絶理由が解消されていない場合であっても、その拒絶理由を解消するために出願人がとり得る対応を審査官が示せる場合であって、その対応をとることについて出願人との間で合意が形成できる見込みがあると判断されるときは、出願人との意思疎通を図り、合意が形成されれば拒絶理由通知をする。

この拒絶理由通知は、原則として、「最後の拒絶理由通知」とする(「第3節 拒絶理由通知」の3.2.1(2)c 参照)。

審査官は、拒絶査定の際は、以下の点に留意する。

- (1) 意見書等の主張及び補正書の内容を十分に検討して、(i)通知した拒絶理由が解消されていないか否か、及び(ii)通知した拒絶理由が妥当であったか否かを判断する。

- (2) 拒絶査定には解消されていない全ての拒絶理由を示す。その際、どの請求項に対する拒絶理由が解消されていないのかが分かるように、簡潔かつ明瞭な文章で記載する。なお、本願発明と引用発明との対比、判断等の説明が共通する請求項については、まとめて記載することができる。
- (3) 意見書において争点とされている事項については、それに対する審査官の判断を明確に記載する。
- (4) 拒絶査定をすることが出願人にとって「不意打ち」とならないかについて慎重に検討する。通知した拒絶理由にとらわれて、無理な拒絶査定をしてはならない。

4. 留意事項

経済安全保障推進法に基づく保全指定がされる可能性がある出願及び保全指定中の出願は、特許査定及び拒絶査定を行わない（経済安全保障推進法第66条第7項）。